

# 男女共同参画推進のための計画に 盛り込むべき内容について（提言）

平成 17 年 5 月

江戸川区男女共同参画推進区民会議

空白ページ

# 目 次

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| <b>はじめに</b>              | <b>1</b> |
| <b>I 計画策定の背景</b>         | <b>2</b> |
| 1 男女共同参画をとりまく状況          | 2        |
| (1) 社会全体の状況              | 2        |
| (2) 江戸川区の状況              | 2        |
| 2 男女共同参画のこれまでの経緯         | 3        |
| (1) 国際的な動向               | 4        |
| (2) 国・都の動向               | 4        |
| (3) 江戸川区の取組み             | 4        |
| (4) 男女共同参画の推進に関する年表      | 5        |
| <b>II 計画の基本的な考え方</b>     | <b>6</b> |
| 1 計画の目的                  | 6        |
| 2 計画の基本理念                | 6        |
| 3 計画の位置付け                | 7        |
| 4 計画の名称                  | 7        |
| 5 計画の期間                  | 7        |
| 6 基本課題                   | 7        |
| <b>III 計画に盛り込むべき内容</b>   | <b>8</b> |
| 1 男女共同参画の意識の形成と教育の充実     | 8        |
| 2 政策・方針決定過程への女性の参画の促進    | 10       |
| 3 職業生活と家庭・地域生活等との両立支援    | 11       |
| 4 就労の場における男女均等な待遇の確保     | 14       |
| 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶        | 16       |
| 6 生涯を通じた女性の健康支援          | 19       |
| 7 熟年者や障害者がいきいきと生活する社会づくり | 21       |
| 8 メディアにおける女性の人権の尊重       | 23       |
| 9 国際的視点に立った男女共同参画の推進     | 24       |

#### **IV 計画の効果的な推進 ..... 25**

1 区の推進体制 ..... 25

2 相談体制と苦情処理 ..... 25

3 区民・事業者等と区との協働、国・都との連携 ..... 26

#### **V 資料 ..... 27**

資料1 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱 ..... 27

資料2 江戸川区男女共同参画推進区民会議委員名簿 ..... 28

資料3 江戸川区男女共同参画推進区民会議開催状況 ..... 29

## はじめに

江戸川区男女共同参画推進区民会議は、男女共同参画社会の形成に向けて区が計画を策定するにあたり、計画に盛り込むべき内容を検討するため、平成16年7月に区長から委嘱を受けて発足しました。

我が国では、日本国憲法に人権の尊重が規定されて60年が経とうとしています。しかし、いまだに、家庭や職場、地域活動など生活に関わる多くの場面で固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、性に基因する様々な差別や被害も根絶までには至っていません。このような社会の状況を背景に、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の最重要課題として位置付けられ、現在、全国的に取り組みが進められています。

江戸川区においても、平成14年7月に策定した長期計画の中で、「男女が、互いに尊敬し、喜びも責任も分かちあい、社会のあらゆる分野で、性別にとらわれることなく、能力と個性を発揮できる地域社会づくりをめざす」という目標を掲げ、男女共同参画社会の推進を、江戸川区の21世紀の将来都市像を実現する重要な施策の1つとして位置付けています。

これらのことを受けて設置された区民会議は、学識経験者、各種団体の推薦者、公募区民からなる女性8名・男性6名、計14名の委員で構成しています。委員一人ひとりが65万人の区民を代表する心がまえで会議にのぞみ、「男女共同参画の意識の形成と教育の充実」「職業生活と家庭・地域生活との両立支援」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」といった男女共同参画に関わる多様なテーマについて、活発に意見を交わしながら議論を進めてきました。

この提言は、私たちが検討を重ねた結果、区が策定する計画に盛り込んで欲しい事柄を、テーマごとに施策の方向性と具体的な提案としてまとめたものです。

区がこの提言の内容を十分に踏まえて、男女共同参画社会の形成に向けた実効性のある行動計画を策定し、区民や事業者等との共育・協働の下に積極的に施策を展開して、女性も男性も、全ての区民がいきいきと暮らせる男女共同参画を土台にしたまちづくりを達成することを期待します。

平成17年5月

江戸川区男女共同参画推進区民会議  
会 長 鹿 嶋 敬

# I 計画策定の背景

## 1 男女共同参画をとりまく状況

### (1) 社会全体の状況

私たちをとりまく社会情勢や生活環境は、日本経済の成熟化や社会のグローバル化の進展によって大きく変容した。今日の日本は、男女の未婚化、晩婚化や、医療技術の進歩による長寿命化などの要因により、少子高齢化が急速に進んでおり、近い将来には人口減少社会へ転じることが予想されている。このようなことを背景に、一人ひとりの暮らしや人生観、家族の形態等が多様化している中で、社会全体としても、人権や男女平等についての考え方、人々の働き方や地域参画等の社会との関わり方などが大きく変化している。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が定められ、女子差別撤廃条約を批准するなど国際社会と協調しながら、男女平等の実現に向けて様々な取組みを進めてきた。その結果、人々の意識には男女平等や多様な個性を尊重する考え方が広まってきたが、いまだに社会の多くの場面で固定的性別役割分担や性別にとらわれた差別等はなくなっていない。

近年では、仕事と家庭の両立の困難さや、子育て負担の増大、女性に対する暴力の顕在化など、女性と男性の人権や生活に関わる事柄が問題となっており、男女共同参画の視点から、社会のあり方そのものを大きく見直すべき時期に来ている。

男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男性の生活や人生にも関わる社会全体の重要な問題である。女性が社会で活躍できる環境整備を進めることによって、社会的、経済的な自立を可能にするとともに、男性が家庭や地域の活動へ参画しやすい環境が整えば、多様な経験を通して、より豊かな人生を送ることが可能となる。

私たちは、現代の複雑かつ急激な社会環境の変化に柔軟に対応し、将来へ夢と希望をつなぐ活力ある社会を作り上げなければならない。そのためには、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、欠くことのできない緊急で重要な課題である。

## (2) 江戸川区の状況

本区には65万人の区民が生活し、出産・子育て期の男女の人口も多く、毎年約7千人の子どもが生まれているが、一方では、出生率の低下や少子高齢化、生産年齢人口の減少も確実に進んでいる。

区民を対象とした「男女平等に関する意識調査」(平成15年実施、以下「意識調査」という)では、社会で男性が優遇されているという意識が男女ともに高いことや、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方では反対意見が上回っていること、「結婚は個人の自由」という考え方では賛成意見が多数をしめていることなど、固定的ではない考え方も多く見られた。その中で、理想とする女性の働き方について、子育て期に仕事を継続するという考え方の支持率が10%程度で、全国調査の40%と比較すると大きな差があることが特徴的である。

男女共同参画のテーマの1つである子育て支援では、保育所等の施設整備や受入れ定員の拡大、経済的支援の充実など、積極的に取り組みを進めてきた。しかし、社会の多様な変化の中で、保育所待機児童の解消や出生率の回復には至らず、子育て支援に対する需要は増大している。出産・子育て期にあたる30歳代の女性では、就労の意向は高いが実際の就労率は前後の年代より低下しており、出産や子育ての負担の重さがうかがえる。

本区の事業所の特徴は、少人数の事業所や家族経営の形態が多い点にある。そして、小規模ゆえに、経営上、男女共同参画の推進までは手が回らないという悩みも抱えている。しかし、小規模事業所で働いている女性が多いことを考えれば、このようなところでこそ積極的な取り組みが必要であろう。

区民の地域社会での参画状況を見ると、自分たちの地域を盛り上げようという長年培われた住民意識によって、町会・自治会やPTAなどの活動が活発に行われている。これらの地域や子どもに関する日常的な活動等の担い手の多くは女性であるにもかかわらず、会長等の代表者は男性であるケースが目立つ。今後は責任ある決定機関への女性の参画を促すとともに、活動においては男性の参加を促進する必要がある。

配偶者間等の暴力等では、区民からの相談や支援を求める声が本区にも寄せられている。そして、潜在化している暴力がそれ以上にあることも予想されるところである。女性に対する暴力は、女性の人権に関わる重大な問題であり、特に力を入れて取り組んでいく必要がある。

区民への意識の浸透を図るとともに関連する様々な施策を効果的に進め、また、区民との共育・協働や国、都等との連携をさらに強めることによって、本区においても男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを積極的に行う必要がある。

## 2 男女共同参画のこれまでの経緯

### (1) 国際的な動向

国際婦人年（1975年）メキシコにおける第1回世界女性会議以来、これまで4回の世界女性会議のほか、国連等の国際会議で女性の地位向上に向けた数々の検討が行われた。その中で「世界行動計画（1975年）」や「女性差別撤廃条約（1979年）」、「北京宣言・行動綱領（1995年）」などが採択され、それらを契機に世界各国で取組みが進められてきた。

大きな節目の年に開かれた「女性2000年会議 北京＋5」では、21世紀における男女共同参画の実現に向けた決意が表明され、各国の更なる取組みの推進を誓約した。今年は、ニューヨークで第49回国連女性の地位委員会（北京＋10）が開かれ、各国の取組み状況と新たな課題について検討が行われた。

### (2) 国・都の動向

我が国では、国内行動計画（1977年）を策定して以降、世界の動きに合わせて、新たな計画を策定してきた。その間に女子差別撤廃条約（1985年）等の国際条約の批准や、男女雇用機会均等法（1985年）、育児・介護休業法（1991年）等の国内法の制定などの法整備を行い、様々な取組みを進めてきた。20世紀の終わりには、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本の最重要課題の一つと位置付けた「男女共同参画社会基本法」（1999年）が成立し、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」（2000年）が閣議決定された。この計画策定から5年が経過しており、現在、内閣府で計画の見直しが進められている。

都も、第1次計画（1978年）の策定以来、順次計画を策定し、全国に先がけて条例（2000年）を制定するなど、男女平等の実現のために取組みを進めてきた。

### (3) 江戸川区の取組み

本区では、「江戸川区婦人総合計画」（1982年）を策定して女性関連施策の体系化を図り、当時の長期計画（1986年）で「女性の自立と社会参加」を目標に掲げ、女性問題の解決のため、就労支援や子育て支援、意識啓発など多くの施策を積極的に展開してきた。現在の長期計画「えどがわ新世紀デザイン」（2002年）では、「男女共同参画社会の推進」を重要な施策の柱として位置付けている。

近年、女性に関する総合的な窓口として、また、女性施策を推進する中心的な機関として女性センター（1999年）を設置した。さらに、新たな計画づくりに向けて、区内の男女共同参画の現状と区民の意識を把握するため「男女平等に関する意識調査」（2003年）を実施したほか、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組みを進めている。



(4) 男女共同参画の推進に関する年表

| 年代     | 世界                                                                                                                                     | 国・都                                                                                                                                                                                                     | 江戸川区                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1970年代 | 75年 第1回世界女性会議<br>世界行動計画 採択<br>79年 女子差別撤廃条約 採択                                                                                          | 77年 国内行動計画<br>78年 婦人問題解決のための<br>東京都行動計画                                                                                                                                                                 |                                                                                                 |
| 1980年代 | 80年 第2回世界女性会議<br>国連婦人の10年後半期行動<br>プログラム 採択<br>81年 ILO第156号条約 採択<br>(家族的責任を有する労働者条<br>約)<br>85年 第3回世界女性会議<br>婦人の地位向上のための<br>ナイロビ将来戦略 採択 | 81年 国内行動計画後期重点目標<br>83年 婦人問題解決のための<br>新東京都行動計画<br>男女平等と共同参加への<br>とうきょうプラン<br>85年 男女雇用機会均等法<br>85年 女子差別撤廃条約 批准<br>87年 西暦2000年に向けての<br>新国内行動計画                                                            | 82年 江戸川区婦人総合計画<br><br>85年 長期計画の施策に「婦人の自<br>立と社会参加」を位置付け                                         |
| 1990年代 | 95年 第4回世界女性会議<br>北京宣言・行動綱領 採択                                                                                                          | 91年 女性問題解決のための<br>東京都行動計画<br>21世紀へ男女平等推進<br>とうきょうプラン<br>95年 育児・介護休業法成立<br>95年 ILO第156号条約 批准<br>96年 男女共同参画2000年プラン<br>97年 介護保険法<br>98年 男女平等推進のための<br>東京都行動計画<br>男女が平等に参画するまち<br>東京プラン<br>99年 男女共同参画社会基本法 | 99年 女性センター設置                                                                                    |
| 2000年代 | 00年 国連特別総会<br>女性2000年会議 (北京+5)<br><br>05年 第49回国連女性の地位委員会<br>(北京+10)                                                                    | 00年 東京都男女平等参画<br>基本条例<br>00年 男女共同参画基本計画<br>01年 配偶者暴力防止法<br>02年 男女平等参画のための<br>東京都行動計画<br>チャンス&サポート<br>東京プラン2002<br>05年 第二次男女共同参画基本計画<br>策定中                                                              | 02年 長期計画「えどがわ新世紀<br>デザイン」の施策に「男女共同<br>参画の推進」を位置付け<br>03年 男女平等に関する意識調査<br>04年 男女共同参画推進区民会議<br>設置 |

## II 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

仮称)江戸川区男女共同参画推進計画 以下、「仮)区推進計画」という)は、男女共同参画社会の形成に向け、基本理念を定めて区の姿勢を明確にすること、及び、区民生活に関わるあらゆる分野の施策について、男女共同参画の視点で見直しを行い、区民と区が取り組むべき内容を具体的に示し、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として策定する。

### 2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法」における基本理念を踏まえ、男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、女性、男性を問わず、生活に関わるあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進める。

#### **男女共同参画社会基本法における基本理念》**

##### ① 男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじる。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として、能力を発揮できる機会を確保する。

##### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択することができるよう、社会制度や慣行のあり方を考える。

##### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、様々な方針の決定に参画できるようにする。

##### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は、家庭生活では協力し合い、社会の支援も受けながら、家族の一員としての役割を果たし、仕事や学習、地域活動なども両立して取り組めるようにする。

##### ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と歩みを共にすることが大切であり、他の国々や国際機関と協力して取り組んでいく。

### 3 計画の位置付け

(仮)区推進計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条の3で定める「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、長期計画「えどがわ新世紀デザイン」や個別計画の「江戸川区次世代育成支援行動計画」等と整合性を持つものである。

また、男女共同参画社会の形成に向けて、区民と区の間取り組みを示した行動計画とするため、様々な施策について可能な限り具体的に（数値）目標を設定するよう努める。

### 4 計画の名称

「男女共同参画」という表現の使用を基本として、区民に親しみやすくわかりやすい名称にする。

### 5 計画の期間

【施策の方向性】 今後10年で実現したい目標。5年を経過する時点で見直しを行う。

【具体的な取組みの提案】 5年後までの、より具体的な目標。

### 6 基本課題

男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき課題は多岐にわたり、様々な分野においてその対応が求められる。江戸川区男女共同参画推進区民会議で整理した以下の基本課題について、施策の方向性や具体的な施策の提案等の内容を十分に勘案し、積極的に取組みが進められることが望まれる。

- 1 男女共同参画の意識の形成と教育の充実
- 2 政策方針決定過程への女性の参画の促進
- 3 職業生活と家庭・地域生活等との両立支援
- 4 就労の場における男女均等な待遇の確保
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 6 生涯を通じた女性の健康支援
- 7 熟年者や障害者がいきいきと生活する社会づくり
- 8 メディアにおける女性の人権の尊重
- 9 国際的視点に立った男女共同参画の推進

### Ⅲ 計画に盛り込むべき内容

#### 1 男女共同参画の意識の形成と教育の充実

##### 【現状と課題】

##### 男女共同参画の意識の浸透]

個人の価値観やライフスタイルが多様化した現代において、男女共同参画社会を形成するためには、区民が男女共同参画に対する理解と意識の形成を進める必要がある。

しかし、実際には、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場面で、性別にとらわれた固定的な役割分担意識や様々な性差別が根強く残っており、男女共同参画の意識がまだ十分に浸透していない。関連する法令等や相談機関、支援事業等についての認識も十分ではなく、「男女共同参画」という言葉自体にもなじみが薄いという状況である。

このような区民の意識や、少子高齢化の進行、社会経済状況の変化等の中で、女性は個性と能力を十分に発揮することが困難な状況に置かれている。区民や関係機関と連携を強めて、早急かつ実効性の高い取組みを進め、男女共同参画の意識の高揚を図る必要がある。

##### 制度・慣行等の見直し]

これまでの制度や慣行などが社会の実情に合わなくなり、男女共同参画の推進を阻害することも見受けられるようになった。

このような制度や慣行等を男女共同参画の視点から改めて見直し、施策に反映させるとともに、職場や家庭、地域等での慣行の見直しについて、区民への呼びかけが必要である。

##### 教育・学習機会の充実]

区民一人ひとりの意識を高め、男女が個性や能力を十分に発揮するためには、学校、家庭、地域等における教育や学習の果たす役割が重要である。

特に、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むことは、将来の社会を担う区民を育成する上でも大切なことである。

また、現在の状況の中で、女性が社会で積極的に活躍するためには、社会的な支援が必要である。能力開発や再就職支援、学生の進路・就職指導を行うなど、多様な分野で女性のエンパワーメント化（力の伸展）を進めていかなければならない。

学校教育や生涯学習等の質の向上と多様化を図り、子どもから大人までが生涯の様々な段階に応じて、多くの教育・学習の機会を提供する必要がある。

### 【施策の方向性】

- 家庭や職場、地域等の社会のあらゆる場面において、性別にとらわれた固定的役割分担意識や性差別等の解消を図り、一人ひとりの個性や能力を大切にする男女共同参画の意識を形成する。

また、男女共同参画社会のあり方や関連する法令等についての理解を促進する。

- 様々な制度や慣行等について、男女共同参画の視点で見直し、改善を図る。
- 区民が男女共同参画の理解を深め、個性や能力を十分に発揮でき、また、女性のエンパワメントを促進する等、様々な教育・学習の充実を図る。
- 学校、家庭、地域の三者の連携を強化することにより、男女共同参画の視点に立った教育の効果を高める。

### 【具体的な取組みの提案】

#### 男女共同参画の意識の浸透]

- ① 区民や事業者、各種団体等に対して、意識づくりと理解促進のための啓発活動を積極的に進める。啓発活動は、誰もがわかりやすく関心を持てる内容で、地域メディア等の多様な媒体を利用し、様々な団体、機関等と連携して実施する。
- ② 区民や職員に対して、男女共同参画の意識や状況を把握する調査を実施する。

#### 制度・慣行等の見直し]

- ③ 制度や慣行を男女共同参画の視点で見直し、積極的に改善する。  
同様に国や都の制度や慣行については、適宜要望を行う。  
企業や地域団体等に対しても、見直し、改善を進めるよう働きかける。

#### 教育・学習機会の充実]

- ④ 学校教育で、家庭での男女の家事分担の必要性や男女平等の問題をわかりやすく教え、子どものうちから男女共同参画の意識づくりを進める。
- ⑤ 小・中・高等学校での職業体験やキャリア教育を充実し、早い段階から職業意識を育成する。
- ⑥ 学部・大学等の進学先や就職先について、性別による偏った進路指導をしないよう配慮する。  
また、情報通信技術を活用して、進路選択の範囲を拡大する。
- ⑦ 男女共同参画の意識を醸成させるために、青少年期における自然体験やボランティア等の様々な体験の機会と内容を充実する。

## 2 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

### 【現状と課題】

社会の重要な決定の場面には、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画していることが望ましい。しかし、実際は、政策・方針決定過程への参画は男性に偏っており、女性の積極的な参画を促進するためには、十分な配慮と支援が必要である。

現在、日本や世界の主要国で、状況の改善に向けて女性の参画を積極的に進める制度や支援策を実施する、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）が進められている。

本区の政策決定過程に関わる女性割合は、区議会議員が21.7%（H16.4.1 現在）、区の事務系管理職が8.6%（H16.4.1 現在）、区の審議会等の委員が18.3%（H16.4.1 現在）であり、さらなる女性の活躍が求められる。

企業や地域活動などでも、方針決定の立場にいるのは男性の方が多い。男女が対等に参画するためには、女性が方針決定の場面に参画しやすい環境を整えるとともに、そのような場面に参画しようという女性の意識を高めることが大切である。

国では、2020年までに社会のあらゆる場面に参画する女性の割合が3割以上になることを目標に掲げており、本区でも、女性の参画を促進するための積極的な取り組みが必要である。

### 【施策の方向性】

- 区内のあらゆる分野にわたって、政策・方針決定過程に男女双方の参画が必要であるという意識を浸透させる。
- 区は、1つの事業所としても率先して意思決定場面への女性の参画を促進し、女性の参画を促す上での推進役としての役割を果たす。
- 民間の団体での女性の参画促進のため、女性の能力向上を図る支援の充実や企業・団体等への指導等、具体的な措置を講じる。

### 【具体的な取り組みの提案】

- ① 区民や企業、地域団体など区内のあらゆる分野に対する意識啓発を行う  
啓発に際し、女性の参画の必要性や目標を掲げて取り組みを進める理由等も併せて周知する。
- ② 区組織内部に対しても同様に積極的な啓発を行う
- ③ 区の審議会等について、「男女いずれの性も3割を下回らないこと」を目標として、女性、男性それぞれの委員をバランスよく登用する。
- ④ 区の管理職の女性割合を高めるための具体的手段や女性職員への支援策を講じ、女性割合を3割以上にすることを目指す。
- ⑤ 企業や地域団体等に対して、それぞれの特性や実情を勘案しつつも、女性の参画を促進するよう働きかけを行う。

### 3 職業生活と家庭・地域生活等との両立支援

#### 【現状と課題】

##### 職業生活と家庭・地域生活等との両立]

男女がともにいきいきと暮らしていくためには、職業生活と家事・育児・介護等の家庭生活、学校や地域の活動等を両立していくことが大切である。しかし、家庭や地域活動の負担が女性に重くのしかかる一方で仕事の負担は男性に偏り、女性の就労や男性の家庭生活、地域活動への参加を困難にしている。

本区の女性の労働力率は、20～24歳で68.6%、25～29歳で66.5%、30～34歳で53.6%、35～39歳で55.1%、40～44歳で63.0%、45～49歳で65.8%（平成12年国勢調査）となっており、子育ての中心世代である30歳代の女性の労働力率が他の年代よりも低くなっている。仕事を持っていても家事・育児の負担は女性に偏り、その負担の重さから一時的に就労を中断している層があることがうかがえる。子育て中の女性でも就労を通して社会で活躍できるようになれば、女性が家庭外での様々な経験を積み、男性に多くの労働負担が偏っている状況も改善され、男性が家庭や地域の活動に関わりやすくなることも期待できる。

男女が仕事と家庭等の活動を両立しやすいよう、子育てや介護等への行政、地域等による社会的支援を充実して環境を整備し、区民一人ひとりの活動を力強く後押しすることが大切である。

##### 少子化の進行と子育て支援]

我が国は少子化が急速に進行し、2003年の合計特殊出生率は、日本全国で1.29、東京都では1.00となり、いずれも過去最低である。本区でも、毎年約7千人の子どもが誕生しているが、過去最低の1.30となっており、少子化が進んでいることは否定できない。

今日、区民のライフスタイルや働き方は多様化し、それに伴って保育サービスに対する様々な需要が増大している。また、核家族化の進展等に伴い、個々の家庭や保護者にかかる子育て負担が増大し、仕事と家庭生活等を両立する上で大きな支障となっている。

本区の認可保育所（公立・私立）の在籍児数は9,104人、保育所待機児数は232人であり（H16.4.1現在）、待機児問題の早急な解消と、多様な子育て支援策の充実が求められている。

未来を担う若い世代を育成することは、区の将来の発展につながる重要な課題である。安心して子どもを生み、育てることができるように、また、子どもを持つことが女性の就労の継続を妨げることがないように、家庭や保護者による子育てを、地域の協力や区の実施により積極的に支援する必要がある。

### 家庭生活における男女の協力]

家庭における男女間の役割分担は、以前は「男性は仕事、女性は家庭」が一般的であったが、近年はパート労働等の普及に伴って働く女性が増加し、片働きから共働きに移行している。しかし、「意識調査」では、共働きの世帯の家事労働時間（家事・育児・介護等）は男性が約1時間、女性が約4時間と、女性は仕事を持っているにもかかわらず家事時間が長く、「男性は仕事、女性は家庭も仕事」という形態が出現し、その結果女性に過重な負担を強いている。

片働きの家庭においても、男性が忙しく働く中で、女性は孤独感や孤立感を持ちながら、家事や子育てに携わるようなケースも見られる。

家庭の中での性別による固定的な役割分担を見直し、男女相互の理解と協力によって、ともに家事・子育て等の家庭生活や職業生活、その他の活動に積極的に関わっていくことが望まれる。

### 地域社会における男女共同参画]

本区では町会・自治会やPTA、ボランティアなどの地域貢献活動が盛んに行われている。

「意識調査」によると、このような地域貢献活動への参加割合は、全般的に女性の方が高く、「保育園・幼稚園の父母会、学校のPTA活動（女性20.8%、男性7.5%）」など、男女間で大きな差が見られるものもある。一方で、これらの団体の代表者や役員は男性の割合が高くなっており、このような点からも、固定的な性別役割分担意識が根強いことがうかがえる。

PTA等の地域の活動を活性化し、より多くの男女が積極的に活動できるようにするためには、男女の参加意識を高めること、特に、女性がリーダーとして能力を発揮しやすいよう配慮することが大切である。

### 【施策の方向性】

- 男女が、家庭生活や地域活動等において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、相互の理解と協力の下に責任を分担し、積極的に関わるような区民意識を醸成する。
- 男女がともにワーク・ライフ・バランスを考慮した生活を送り、女性にとって出産や子育てがキャリア継続の支障とならない環境整備を進める。
- 子育てへの親の責任や家庭の果たす役割の大切さ等について、保護者の自覚を促進する。
- 多様化した家族形態や保育ニーズに対応し、子育てをする全ての保護者を対象とした、行政や地域における社会的な子育て支援を充実する。
- 子育て家庭への支援の充実や地域での見守りの風土づくりによって、保護者の子育てに関する不安と負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てられる社会を形成する。



## 【具体的な取組みの提案】

### 職業生活と家庭・地域生活等との両立]

- ① 区民に対し、仕事と家庭の両立や家庭での男女の協力と責任等について啓発する。  
また、企業や事業所等に対して、両立しやすい環境を整備するよう働きかけを行う
- ② 男女双方を対象に仕事と家庭生活の両立に必要な講座・講習を充実する。
- ③ 両立支援に取り組む企業を取り上げてPR事業を実施するなど、企業にとってメリットを生む仕組みを検討する。

### 少子化の進行と子育て支援]

- ④ 子育てをする全ての保護者を視野に入れ、保育サービスの多様化と充実に努める。  
0歳児保育について、集団保育の実施も含めてサービスのあり方を検討する。  
保育ママ制度等の家庭的な環境による保育を求める親子への支援を充実する。
- ⑤ 保育所の民営化等の機会に、0歳児保育や延長保育など多様な保育ニーズへの対応を図る。  
民営化に際しては、監視や評価を実施して、保育の質の維持に努める。
- ⑥ 子育て中の保護者を孤立させないために、保護者同士等の子育てネットワークを拡充する。
- ⑦ 子育ての悩みを身近で解消できるよう、地域人材を活用して子育て専門相談員を設置する。
- ⑧ すくすくスクールの活動等を活用して、保護者の積極的な子育て参加や地域ぐるみの子育て支援を促進する。
- ⑨ 犯罪や事故等から子どもたちを守るための地域の見守りの仕組みづくりを進める。

### 地域社会における男女共同参画]

- ⑩ 区補助金交付団体に対する代表者性別調査を行う
- ⑪ PTAや町会・自治会等の様々な団体に対して、会議や活動に多くの人が参加しやすいように、時間帯等の配慮を行うよう働きかける。

## 4 就労の場における男女均等な待遇の確保

### 【現状と課題】

#### 男女の均等な待遇の確保]

男女雇用機会均等法の施行から20年が経過し、雇用・就労の分野においても女性の待遇が改善されてきた。しかし依然として、賃金や昇進等での男女間の格差解消には至っていない。また、例えば女性が仕事にチャレンジするに当たって、男性と均等な機会を与えられないことなどもあり、男女の均等待遇が達成されていない。

本区には、およそ2万5千の事業所があるが、その7割以上は常用雇用者が4人以下の事業所であり、そこでの雇用者の約6割は女性である。このように多くの女性が働いている小規模事業所でこそ男女の均等待遇をめざした取組みが必要となるが、具体的な取組みを進めていくには経営上の難しさがある。

女性が就労の場で積極的に活躍することは、企業運営等に多様な価値観をもたらすことにつながり、女性にとって働きやすい職場づくりを進めることは、男性にとっても働きやすい環境を整えることにつながる。これらが土台となって従業員の全体的な能力が底上げされ、結果的に企業に利益をもたらすことになる。女性が参画しやすい企業風土の醸成は、企業にとっても極めて有益である。

企業の社会的責任としても女性の活用を図ることが求められている。男女が均等な待遇の下、対等な立場で働き、ともに活躍できる環境を整えるよう、企業や職場で積極的に取組みを推進することが望まれる。

また、将来的には生産年齢人口が減少することも予想されている。女性の労働市場への参画が進むことも考えられ、実質的な男女均等待遇を早期に実現する必要がある。そのためには、積極的に女性の登用を図る、ポジティブ・アクションの取組みを就労の場でも取り入れていくことが必要である。

#### 正規雇用者と非正規雇用者の均衡待遇]

近年は、派遣労働者やパート労働者等の非正規雇用者が増加している一方、正規雇用者は減少している。子育て中の女性は時間的な制約等により、パート労働等の非正規雇用の形態を選択せざるを得ないことが多い。区内で働いている女性の就労形態は、正規雇用者が46%、パートアルバイトや派遣労働者等の非正規雇用者が43%、その他が11%（意識調査）となっている。

労働者が、それぞれのライフスタイルや価値観に対応した多様な働き方を選択でき、また、働き方に応じた均等な待遇や労働条件が確保されることが重要である。正規雇用者と非正規雇用者の待遇の均衡を図るとともに、在宅勤務等の多様な就労形態が広まることが望まれる。

### 【施策の方向性】

- 男女の均等待遇の実現に向け、企業の理解を促進する。小規模な事業所が多いという本区  
の特性を勘案した上での意識啓発を行う
- ポジティブ・アクションの有効性を周知し、取組みを進める企業を支援する。
- すでに働いている女性やこれから働こうとしている女性に対し、就労に関する悩みや疑問を解  
消し、力を引き伸ばすよう 情報提供や相談対応、講座・講習等により多面的に支援する。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 男女共同参画の推進に寄与する取組みを行う企業を表彰する制度を創設する。
- ② 区の入札の際に、企業の男女共同参画に関する取組状況の報告書の提出を義務付ける。  
※ 内容の審査や入札への反映はせず、事業者への意識啓発につながることを期待する。
- ③ 事業者や事業者団体への意識啓発を行い、ポジティブ・アクションの取組みへの可能性を検  
討するよう働きかける。
- ④ 働く女性の実態調査を行い、問題点を把握する。
- ⑤ 女性の職業能力の開発や職業あっせんなどについて、ハローワークや民間の職業紹介所等  
とも連携し、具体的な就労支援を実施する。
- ⑥ 働く女性のためのネットワークや情報提供、相談対応等を充実する。

## 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

#### 配偶者やパートナー間等における暴力]

配偶者間等における暴力（以下、「DV」という）は犯罪となる行為も含まれる、絶対に根絶しなければならない重大な問題である。

被害者の多くは女性であり、周囲に相談できずに一人で問題を抱え、経済的自立が困難なことも多く、執拗に暴力を受けても加害者から離れられないこともある。また、家庭内等で行われるので外部から目に付きにくく、加害者に罪の意識が希薄なこともあって、暴力がエスカレートし、深刻な被害につながることもある。「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成14年内閣府実施)では、女性の5人に1人は何らかの被害を受けたことがあると回答しており、DVが女性にとって身近な人権侵害になっている。近年は認識が広まって、配偶者暴力防止法に国や自治体の責務が規定され、暴力の防止と被害者保護の取組みが全国的に進められている。

#### セクシュアル・ハラスメント]

セクシュアル・ハラスメントは、職場のほか、学校や地域団体等、生活の様々な場面で起こりうる問題である。職場でのセクシュアル・ハラスメントは、女性の能力発揮を妨げ、退職に至るケースもあるなど、女性の生活全般に多大な影響を及ぼす。企業側にとっても、職場の人間関係が悪化し、業務の円滑な進行を妨げることなどによって、経済的な損失となる。

男女雇用機会均等法には、事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントをなくすよう職場で対策を講ずるなど、配慮する義務が規定されており、企業では様々な取組みが行われているにもかかわらず、いまだに被害は増加している有様である。

#### 性犯罪、売買春、ストーカー行為等]

女性の心身に深い傷を負わせる性犯罪は、女性に対する暴力の中でも特に女性の人権を踏みにじる行為であり、決して許すことはできない。しかし、近年でも被害は増加し、被害者の低年齢化が進んでいる。被害の重大性から、加害者への処罰の見直しが求められている。

売買春は、女性の性を商品化し、人としての尊厳を踏みにじる行為である。特に児童買春は、児童の人権を著しく侵害するもので、厳正な取締りと児童・生徒への指導啓発が欠かせない。

ストーカー行為等は、被害者の平穏な生活や安全を脅かし、行動の自由を阻害するものである。エスカレートすると、暴行や殺人などの重大な犯罪に発展する恐れもある。

女性に対する暴力全般について]

これらの暴力によって、女性は社会の様々な場面で身体的、精神的及び性的な危機に脅かされ、被害者は恐怖と不安から積極的な活動を妨げられている。女性に対する暴力は、表面化しないことも多く、いまだに全容は見えない。暴力そのものも決して許されないが、女性の人権を踏みにじるこのような暴力に対しては、早急な対策が必要である。

また、行政や警察等に相談等をする場合に、職員の理解が足りないと、十分な対応がされず、被害者が二次的な被害を受けることもある。

女性に対する暴力の根絶に向け、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるとともに関係者の意識を高め、女性に対する暴力を許さない社会風土を作り上げる必要がある。

#### 【施策の方向性】

- 区民一人ひとりの認識を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた社会風土を醸成する。
- 地域の取組みの活性化、都や警察等の関係機関との連携等により、女性に対する暴力を未然に防ぐ社会基盤を整備する。
- 区内の状況を把握し、関係機関や地域と連携して早期の発見に努める。
- 心のケアも含めた早期解決のため、相談機能を充実し、被害者に対して精神面などに配慮の行き届いた支援を行う。

また、相談内容を今後の取組みに反映させる。

- 被害者の適切な保護と加害者の再教育に努め、被害の拡大や再発を防止する。
- 行政や警察等の支援や相談に当たる職員などの関係者の意識と理解を高める。

## 【具体的な取組みの提案】

### 女性に対する暴力全般について]

- ① 区民に対し、様々な手段や機会を活用し、女性に対する暴力をなくすための教育や意識啓発を行う。
- ② 暴力の根絶や被害者の立場に立った対応ができるよう、区の職員や学校の教職員に対する啓発や研修を実施する。  
また、警察、消防、医師等の関係者と、共通認識の下に連携を図る。
- ③ 区民が地域で起きている身近な暴力等の問題を、区に相談、通報できる仕組みを整える。
- ④ 被害を受けた後の法的な対処方法などについて、被害者への具体的な支援を行う。  
また、通報後も被害者へ十分に配慮する。
- ⑤ 区民と区が一体となって実施している、自らの地域から暴力をなくすための見回り活動等を充実する。
- ⑥ 区内の状況を把握するための実態調査を実施する。

### 配偶者やパートナー間等における暴力]

- ⑦ 自立をめざすDV被害者に、現行の有用な制度を紹介し、早期の自立を支援する。  
さらに、住宅や職業の優先的なあっせんなど、新たな支援策を検討する。
- ⑧ DVの早期発見のため、医療機関との連携を図る。
- ⑨ DV加害者の更正に向けた取組みについて、実施事例を調査・研究する。
- ⑩ 民間活力の活用も視野に入れ、DV被害者の保護施設の充実を図る。

### 性犯罪、売買春、ストーカー行為等]

- ⑪ 子どもをねらう性犯罪等について、学齢に応じた指導を行い、児童・生徒の危険性の認識の向上や対応策の習得を図る。

## 6 生涯を通じた女性の健康支援

### 【現状と課題】

女性も男性も、それぞれの身体の特徴を理解し合い思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成に当たっての、重点目標のひとつでもある。特に女性は、身体的に子どもを産むための機能を有しており、生涯を通じて、特有の疾病や更年期障害等、男性とは異なる健康上の問題に直面することもある。また、若い年代は性交渉に対する安易な意識が強くなり、それに伴うリスクなどが軽視されがちである。その結果、人工中絶や性感染症などの低年齢化が問題となっている。そのため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自ら判断し、健康を享受できるようにすることが大切である。

1994年にリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱されてから、思春期や更年期における健康上の問題も含めた、女性の性と生殖に関する健康と権利は、国際社会において重要な人権の1つとして位置付けられた。しかし、現在も社会の全域にまで意識は浸透しておらず、さらに取組みを進める必要がある。

本区では、区民の健康づくりに関する取組みを進めているが、女性の健康を支援するという視点で改めて整理し、これらの問題を解消していかなければならない。

### 【施策の方向性】

- 女性の生涯を通じた健康の重要性や女性の健康に関わる問題について理解を浸透させ、区民の健康づくりへの気運を高める。年代に応じたわかりやすい表現や方法を使い、正しい認識を持てるようにする。
- 区民の健康な生活の基礎を支え、健康増進を支える取組みを充実する。
- 女性の健康を脅かす諸問題から女性を守り、同時に女性自らも身体を大切にするよう教育を行う。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 区民に対して、多様な手法と機会を活用し、より効果の高い情報提供と意識啓発を行う。  
女性の健康を脅かす性感染症や薬物等の問題については、特に周知啓発を徹底する。
- ② 学校教育の中で児童・生徒一人ひとりが「人や自分を大切にする」「自分を守るのは、自分の権利であるとともに、自分の責任である」という意識を身に付けられるようにする。  
性交渉等に伴う危険についても、正しい知識と対処法を身に付けられるようにする。
- ③ PTA、NPO等の地域や民間の力を活用した、実効性の高い性教育を実施する。
- ④ 区の職員や学校の教職員、及び、医師、看護師、その他医療従事者への啓発・研修を実施する。
- ⑤ 性教育の取組みについて事例研究や情報交換を行い、学校間での情報の共有化を図る。
- ⑥ 行政が必要な支援をして、ファミリーヘルス推進員の活動の充実を図る。
- ⑦ 妊娠期や乳児期における検診、医療等の母子保健サービスの充実を図る。
- ⑧ メンタルヘルス（こころの健康）への取組みを充実する。
- ⑨ 女性の健康上の悩み相談事業を実施する。
- ⑩ スポーツやサークル活動の促進のための支援を充実する。
- ⑪ 健康を増進する食生活のあり方についてわかりやすい方法でPRする。



## 7 熟年者や障害者がいきいきと生活する社会づくり

### 【現状と課題】

熟年者や障害者にとっても、自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは大切な課題である。しかし、道路や施設等のハード面と他者とのコミュニケーション等のソフト面の両面に様々な障壁があり、快適な社会生活を送ることが難しいのが実情である。

本区では、60歳以上の熟年者13万9千人のうち54.3%が女性であり、さらに75歳以上の後期高齢者になると3万5千人のうち62.8%が女性であるというように、高齢になるほど女性の割合が増えている。

現在は、熟年者や障害者の社会参画が十分に進んでいるとはいいがたいが、心身ともに健康に生活するためには、積極的に社会に出て、社会貢献や自発的な活動を行う等、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが重要である。2007年からは団塊世代が60歳の定年を迎える問題も控えており、元気な熟年者が増加する中で、地域社会が彼らをどのように受入れ、社会参画を促進していくかという新たな課題も生じている。

一方では、寝たきりの熟年者や重い障害を持つ人もおり、そのような人たちが経済面や生活面で十分な支援を受けて、日々安心して生活できるようすることも重要である。また、介護や介助が必要になる前に健康増進を図り、健康で自立して暮らす熟年者等を増やすことも大切である。自立していきいきと暮らす熟年者や障害者が増えることは、社会の活性化や価値観の多様化につながるものであり、それは社会全体の重要な課題である。

熟年者や障害者等の介護・介助は、これまで女性に負担が偏っていた。介護保険制度や支援費制度が導入されるなど、公的な支援体制も整ってきたが、このような役割を男女が協力して担っていくことも大切である。

近年は、介護を受ける人や障害者に対する暴力、介護支援者へのセクシュアル・ハラスメントなども増加している。また、介護等を受ける人の性別を十分に配慮していないような介護や介助も一部に見られる。介護や介助を受ける人の人権や、介護支援者等の人権も最大限に尊重すべきであり、このような問題は早急に解消されなければならない。

区内で生活する多くの熟年者や障害者がいきいきと暮らせる社会にするために、生活上の様々なバリアが解消され、熟年者や障害者の人権が尊重されるとともに、ふれあいや社会参画の機会を充実し、家庭や地域の男女の協力による支援と見守りの輪を広げていくことが大切である。

### 【施策の方向性】

- 熟年者や障害者がいきいきと生活し、社会とのつながりを持つことができるよう、区民の意識形成を図る。
- 熟年者や障害者が社会参画しやすい土壌づくりを進め、具体的な活動の場を充実する。
- 予防対策や能力向上のための取組みにより、多くの熟年者や障害者が健康でいきいきと暮らせるようにする。
- 区民やNPO等の民間との協働や、国・都等との連携によって、男女共同参画の視点を踏まえた介護・福祉サービスの充実を図る。
- 全ての区民が快適に暮らせるユニバーサル・デザインによるまちづくりを推進する。  
地域による見守りの仕組みづくりを進め、熟年者や障害者の暮らしの安全を確保する。
- 団塊世代の退職期などを視野に入れ、地域社会における人材活用をどう図ればよいか検討する。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 区民に対して、熟年者や障害者の人権を尊重し、男女が協力して支援していくことを啓発する。  
また、熟年者や障害者に対し、社会参画を促進するための啓発を行う
- ② 学校やボランティア活動等の様々な場面での、熟年者や障害者との交流や体験等を通じて、老いることや障害を持つことについての理解を深める機会を充実する。
- ③ 地域活動、サークル活動、生涯学習、スポーツ等、様々な活動への支援を充実する。
- ④ 区の施策や民間事業者の活用により、福祉サービスの多様化を図る。
- ⑤ 民間の力も活用し、熟年者や障害者の介護や障害の度合いに応じた様々な作業施設や入所施設の整備を進める。
- ⑥ 入所施設等の広域情報ネットワーク化を図る。
- ⑦ 歩道や駅などの施設について、ユニバーサル・デザインによる整備を促進する。
- ⑧ 地域での多世代間交流を深め、見守りの輪を広げる。
- ⑨ 高齢者へのDVや介護時のセクシュアル・ハラスメント問題、障害者に対する性犯罪等への対策として、ホームヘルパー等のための相談機関の設置やガイドラインの作成等を検討する。
- ⑩ 熟年者の健康増進事業を実施するなど、介護予防施策を充実する。

## 8 メディアにおける女性の人権の尊重

### 【現状と課題】

様々なメディア、特にマス・メディアから発せられる情報は、私たちの意識に大きな影響を及ぼしている。一部には、固定的な性別役割分担意識を助長するものも見られ、過剰な暴力表現や性表現等により、若い世代に誤った社会像や女性像を抱かせることも危惧される。

表現の自由は尊重しなければならない重要な権利であり、行政が安易に規制等を行うべきではないが、行き過ぎの表現があることも事実である。メディア事業者は、社会に対して担っている大きな責任を自覚し、性に関する表現等への配慮について、再度確認すべきである。

区民も、ただの情報の受け手にとどまるのではなく、情報を主体的に読み解き、自らの考えを発信するメディア・リテラシーの能力を身に付けることが必要である。

### 【施策の方向性】

- メディア事業者の、人権侵害につながる性表現等への配慮に関し、自主的な取組みを促す。
- 区民が自らメディアの情報を判断できるよう、情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）を培うための支援を行う。
- 性別に関する表現等について、区の発行物等で十分に配慮する。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 区民のメディア・リテラシーを養成するための啓発や学習機会を充実する。
- ② メディアの自主規制の取組み等を紹介し、メディアの情報のあり方についての区民の関心を高める。
- ③ 区の発行する印刷物等において、性別に関する表現等には十分に配慮する。

## 9 国際的視点に立った男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画の推進や男女平等の実現に向けた取組みは、国際的にも行われており、女性の社会進出が日本より進んでいる国も数多い。世界の国々の状況と比較して、自分たちの状況を見直すなど、広い視点や多様な価値観を持って男女共同参画に取り組むことも大切である。実際の比較データでは、日本のHDI指数（人間開発指数）は世界で9位と高い水準であるが、GEM指数（ジェンダーエンパワーメント指数）は38位であり、女性の社会的な活躍の度合いは国際的に低い水準であることがわかる。

区民一人ひとりにとっても、世界の多様な文化や価値観にふれることは、感性を育み、豊かな個性や人間性を築く土台となる。そのような豊かな人間性を持つことは、男女共同参画社会についての考えを深め、社会で多様な個性や能力を存分に発揮することにつながっていく。

区は、日本国内のみではなく世界の動向にも着目して情報を収集するとともに、国際的な交流や区内の外国人グループとの親睦を深め、広い視野を持つことが大切である。

### 【施策の方向性】

- 国際的な動向にも着目して、日本や区の状況を国際的な視点から正しく認識する。
- 行政による国際交流の活性化や区民の国際交流活動への支援により、国際的な視点や多様な価値観を持ち、豊かな感性や人間性を備えた区民を育成する。
- 区内で暮らす外国人グループとの交流など、身近な国際交流を伸展させる。
- 区内で生活する、子育て期にある外国人に対する支援の充実を図る。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 国際的な資料やデータ等の収集に努める。  
また、それらの情報を区民が利用しやすいように積極的に提供する。
- ② 国際交流事業を男女共同参画の視点も含めてさらに充実する。
- ③ 区民まつり等のイベントを活用して、区民の国際的な交流の伸展を図る。
- ④ 区内の外国人グループ等に働きかけ、交流の機会を設ける。
- ⑤ 子育て期にある外国人の保護者が、言葉や文化等の違いが原因で孤立しないよう、通訳ボランティア等による支援を行う。

## IV 計画の効果的な推進

### 1 区の推進体制

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会基本法には、地方公共団体は男女共同参画社会の形成を促進するため、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務があるということが明記されている。同時に、男女共同参画社会の形成に影響があると思われるような施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないともうたっている。

現在、本区では、女性センターが男女共同参画に関する意識啓発や相談事業、講座・講習等を実施しているほか、関連する各々の部署で施策を実施している。これらの区民の生活に関わる全ての施策について、男女共同参画の視点から横断的、総合的な調整を図り、さらに充実した取組みを進めていく必要がある。

また、計画を効果的に進めるためには、単に様々な施策を体系化して取組みを行うだけではなく、施策の進行状況や目標の達成状況を確認するとともに、適切な評価を行い、その結果を施策の見直しにつなげていく必要がある。

#### 【具体的な取組みの提案】

- ① 区組織内の連携を図り、男女共同参画に関わる施策を総合調整して効果的に推進する。  
また、そのための専門部署の位置付けを明確にする。
- ② 女性センターの施設面や人員面での充実を図り、体制を強化する。  
また、女性センターの所在や役割、事業内容等のPRの促進に努める。
- ③ 女性センターや図書館の男女共同参画に関する資料を充実し、法律や制度、その他の情報を積極的に提供する。また、区民が利用しやすいよう工夫する。
- ④ 施策の目標と評価の方法を明確に定め、目標を達成できなかった場合の措置を事前に具体的に決めて、施策の改善につなげる。
- ⑤ 区民からの意見を聴いたり、他の事例を研究することなどによって客観的な評価を実施し、積極的に施策の見直しを進める。
- ⑥ 評価から改善につなぐ仕組みを区民にわかりやすく公開する。
- ⑦ 条例の制定について検討する。

## 2 相談体制と苦情処理

### 【現状と課題】

現在、男女共同参画に関する本区の相談窓口は、女性センターのほか、担当する部署がそれぞれに対応している。区民が利用しやすく、また安心して相談できるようにするには、総合的な相談窓口としての女性センターの機能の拡充や各担当部署間の連携の強化を図るなど、さらなる工夫や改善が必要である。

区民から、男女共同参画に関する様々な苦情が寄せられることも想定される。そのような苦情を適切に処理し、必要なものは施策に反映させて改善できるよう、実効性のある仕組みづくりが求められる。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 相談内容が広範囲に及ぶことが想像されるため、一体的な相談がしやすい体制を整える。  
経験豊富な区民を相談員として活用するなどの人的な配慮や、インターネットの活用・フリーダイヤル等の多様で簡易な相談手法の導入など、区民が利用しやすい相談体制とする。
- ② 相談・苦情処理専門窓口を設置するなど、区民の苦情を受け止め、改善につなげる仕組みを検討する。
- ③ 行政相談委員や人権擁護委員との連携により、相談対応や苦情処理を効果的に進める。

## 3 区民・事業者等と区との協働、国・都との連携

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を形成するためには、行政が施策を展開するだけでなく、区民、事業者の意識改革や取組みが進むことが重要である。また、効果的に取組みを進めていくためには、行政と区民、事業者の協働の輪を広げ、一体となった取組みが必要となる。

国や都、警察等とも連携を図り、区民生活に関わる重大な問題については、積極的に要望を行うなど、男女共同参画の積極的な推進に努める必要がある。

### 【具体的な取組みの提案】

- ① 情報交換や事業等での協力など、区民・事業者等との協働関係の強化に努める。
- ② 警察や都等の他機関とも実務担当者間まで密な連携を図り、施策を効果的に推進する。
- ③ 国や都に対して、区民生活に関わる重大な問題については、区から改善を求める。

## V 資 料

### 資料1 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱 平成16年5月1日施行)

#### (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 区民会議は、「(仮称)江戸川区男女共同参画推進計画」に盛り込むべき事項について検討し、区長に提言する。

#### (委員)

第3条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 区民（区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

#### (会長)

第4条 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

#### (運営)

第6条 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 区民会議の庶務は、経営企画部企画課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

## 資料2 江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿

平成16年 7月 28日現在

| 氏 名   |          | 備 考                                              |
|-------|----------|--------------------------------------------------|
| 学識経験者 | かしま 鹿嶋   | たかし 敬                                            |
|       | 会長       | 日本経済新聞社編集委員<br>平成17年 4月 1日より<br>実践女子大学人間社会学部 教授) |
|       | たなか 田中   | さなえ 早苗                                           |
|       | 副会長      | 弁護士                                              |
|       | まるやま 丸山  | かずみ 和美                                           |
|       |          | 行政相談委員                                           |
| 区民委員  | いしはら 石原  | みよ 美代                                            |
|       |          | 私立保育園保護者連絡協議会                                    |
|       | うえだ 上田   | れいこ 令子                                           |
|       |          | 区民公募                                             |
|       | えびはら 海老原 | えみこ 恵美子                                          |
|       |          | 江戸川区労働組合センター                                     |
|       | かねこ 金子   | えいいち 栄一                                          |
|       |          | 東京商工会議所江戸川支部                                     |
|       | かみやま 神山  | のりこ 典子                                           |
|       |          | 区民公募                                             |
|       | きただて 北館  | えつこ 悦子                                           |
|       |          | 江戸川区ケアマネジャー連絡会                                   |
|       | さなだ 真田   | やすこ 康子                                           |
|       |          | 人権擁護委員                                           |
|       | しんむら 新村  | いくこ 井玖子                                          |
|       |          | 江戸川区小学校 PTA 連合協議会                                |
|       | なかがわ 中川  | たいち 泰一                                           |
|       |          | 江戸川区連合町会連絡協議会                                    |
|       | まつした 松下  |                                                  |
|       |          | 区民公募                                             |
|       | やまと 大和   | ともゆき 知行                                          |
|       |          | 区民公募                                             |

50音順



### 資料3 江戸川区男女共同参画推進区民会議 開催状況

|     | 会議開催日       | 主な検討内容                                                                                             |
|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成16年7月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民会議の概要</li> <li>・ 男女共同参画をとりまく現況</li> </ul>               |
| 第2回 | 平成16年9月7日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定にあたっての基本的考え方</li> <li>・ いろいろな場面での男女共同参画の促進</li> </ul> |
| 第3回 | 平成16年10月15日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働の場での男女共同参画の促進</li> <li>・ 仕事と家庭の両立</li> </ul>            |
| 第4回 | 平成16年11月12日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女の人権の尊重</li> <li>・ 社会全体の意識づくり</li> </ul>                 |
| 第5回 | 平成16年12月20日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの議論の補足</li> </ul>                                     |
| 第6回 | 平成17年1月31日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言案の検討</li> </ul>                                         |
| 第7回 | 平成17年3月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言案の検討</li> </ul>                                         |
| 第8回 | 平成17年3月22日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言案の検討</li> </ul>                                         |
| 第9回 | 平成17年4月26日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言案最終まとめ</li> </ul>                                       |